

令和4年度 山口県中学校新人体育大会（陸上競技の部） 実施上の COVID-19 感染症拡大予防ガイドライン

本ガイドラインは、「学校の新しい生活様式」（文部科学省）及び「社会体育施設の開に向けた感染拡大予防ガイドライン」（スポーツ庁）並びに「スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」（日本スポーツ協会・日本障がい者スポーツ協会）等を踏まえて、現段階で得られている知見等に基づいて作成しています。

I 競技会開催にあたっての基本注意事項

1. 3密を回避（下記の3点が生じる場所を徹底的に解消する）
 - ・密閉空間（換気の悪い密閉空間である）
 - ・密集場所（多くの人が密集している）
 - ・密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）※上記が想定される場所で「3密」の状態を排除する設定をする
2. 感染症対策
 - ・こまめに手洗いまたは手指の消毒を行い、手を清潔に保つ。
 - ・マスクを着用し、咳エチケットにより飛沫を飛ばさないようにする。※マスクの着用については、状況によって判断する。マスクを着用して運動を行った場合、体温を下げていくと熱中症を引き起こす恐れもあるため、息苦しさを感じた場合はマスクを外して休憩をとるなど無理をしない。
3. 主催者としてすべきこと
 - ・競技会開催地および医療機関の協力を得る。
 - ・3密を解消する工夫を徹底する。
 - ・多くの人が頻繁に触れる箇所を清掃・消毒し、環境を清潔に保つ。
 - ・競技会に関わる人に、競技会開催地の新型コロナウイルス感染症に関する状況を伝える。
4. 競技会に関わる全ての人（競技者・大会役員・観客など）がすべきこと
 - ・3密を避けて行動することを徹底する。
 - ・体調管理を徹底する。
 - ・競技会終了後、2週間以内に発熱などの症状があった場合には最寄りの保健所等に報告し、保健所等に相談後、必ず大会主催者に報告すること。

II 競技会開催にあたっての配慮事項

1. 感染防止対策を講じること
 - (1) 3密を回避（密閉・密集・密接）する
 - ・ソーシャルディスタンス確保の工夫（座席の間隔、1席あけて座るなど）

- ・室内換気の確保
- ・集合時間をずらした行動など（競技の分散招集）
 - ① 密閉空間（換気の悪い密閉空間）の対策

陸上競技場諸室／室内練習場／更衣室内の室内換気を徹底する。
 - ② 密集場所（多くの人が密集している）の対策

陸上競技場諸室／招集所／雨天時室内練習所／スタート待機所／フィールド待機所において、ソーシャルディスタンスを確保できる使用人数で制限する。
 - ③ 密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）の対策

陸上競技場諸室／チームベンチ／スタート待機所／フィールド待機所において、ソーシャルディスタンスを確保できる使用人数で制限する。
- (2) 競技者に対し実施すること。
 - ① 競技者に対し競技会2週間前からの検温や健康チェックを義務付け、指定の用紙に記入し提出させる。（※代表者がまとめて提出してもよい）
 - ② 主催者は、万が一感染が発生した場合に備え、個人情報の取扱いに十分注意しながら、提出を求めた書面の保存期間を定めて保存しておく。
主催者は提出していない競技者を出場不可とすることができる。
 - ③ 不確かな競技者がいた場合は、その場で検温を実施し、状況により参加を許可しない。
不確かな競技者の事例：一見して体調が悪そうに見える、顔がほてっている、咳、鼻水の症状（風邪の症状）が見られる。
 - ④ 運動時を除きマスク着用を義務とし、主催者はマスクをしていない人に対し注意を促す。
 - ⑤ 手洗い・手指の消毒・洗顔の徹底を呼び掛ける。
- (3) 室内清掃・消毒の準備を整える。
- (4) ソーシャルディスタンスを確保するため、医務室の広さを十分に確保し、医師/看護師のいずれかを医務室に常駐させる。
- (5) 医療用个人防护具を準備する。（フェイスシールド、手袋、マスク、白衣など）
- (6) 発熱者が出た場合の隔離室または隔離できるテントを確保する。
- (7) 競技役員と競技者の動線をできる限り分ける。

2. 対象者毎の配慮事項

- (1) 共通事項（主催者は競技会に関わる全ての人に以下の内容を伝える）
 - ① 大会週2間から体調管理チェック表を記入し、大会当日、主催者に提出する。
※以下の事項に該当する場合は、自主的に参加を見合わせる事
 - ・体調がよくない場合（例：発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合）
 - ・同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
 - ・過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合
 - ② マスク着用、手洗い・洗顔を徹底する。
 - ③ 3密回避行動を心掛ける。
※地域の状況により、応援者・観戦者を入れること等は主催者が検討し判断する。
- (2) 競技者（事前通知及び当日会場内でアナウンスし注意喚起をする）
 - ① 競技者の体調管理チェック表を代表者が取りまとめて主催者に報告・提出する。
 - ② ウォーミングアップは個別に行う。

- ③ 競技用具使用後は手洗い・手指の消毒をする。
 - ④ 更衣室の滞在は短時間にする。（シャワールームの使用を原則禁止とする）
 - ⑤ 運動中につばや痰を吐くことは極力行わない。
 - ⑥ 体液の付着したゴミは自己責任で処理する。（基本的に持ち帰り）
- (3) 主催者/競技役員（以下を伝え、必要に応じ委嘱状・マニュアル等に記載する）
- ① 主催者は文書・メール等を活用し、事前打ち合わせを減らす工夫をする。
 - ② 主催者は新型コロナウイルス感染症が重症化しやすい65歳以上の競技役員には、原則として、委嘱しないことが望ましい。
 - ③ 新型コロナウイルス感染症が重症化しやすい基礎疾患（糖尿病、心不全、呼吸器疾患、高血圧、透析を受けている者、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方等）を持っている者には、競技役員委嘱の連絡の際に辞退するよう促す。
 - ④ 競技者と接触を減らす工夫をする。
 - ⑤ 3密の回避行動、マスクの着用、眼からの飛沫感染を防ぐための眼鏡またはサングラス、使い捨ての手袋を緊急時にすぐ着けられるように携帯する。
 - ⑥ 用器具、通信機器、審判用具、計測機器、情報端末、その他共用物の使用後は手洗い・手指の消毒・洗顔を欠かさない。
- (4) 関係者・応援者・観客（事前通知及び当日会場内でアナウンスし注意喚起をする）
- ① 観客を入れない、または観客を限定的に入れても十分な広さがある場合において、3密を防ぐため競技場客席（スタンドなど）を関係者など待機スペースとして有効的に使用する。
 - ② 声を出しての応援、集団での応援を行わない。

3. 競技種目毎の配慮事項

(1) 競技運営・種目共通の配慮事項

- ① スタート待機及び招集時間を分割し密集を防ぐタイムテーブルを設定する。
- ② 競技開始前（招集～スタート地点での待機）
3密の回避として、招集時刻を分散化（細分化）し、招集所は競技者同士の距離はソーシャルディスタンスを確保し、手続きの簡略化（滞在時間の短縮）を行う。
- ③ 滞在時間の短縮のため競技者紹介は簡略化する。
- ④ 競技中・フィニッシュ後に倒れ込んだ競技者のケア：防護体制（マスク、フェイスシールド、ゴーグル、使い捨て手袋など）を整えたスタッフで対応する。ゴーグル等はその都度、アルコール消毒をする。
- ⑤ レース後：手洗いへ直行する動線を確保し、手洗い・洗顔（ペーパータオルなどを用意することが望ましい）を徹底するように促す。
- ⑥ 中長距離レースについては、他の種目と同様、上記③～⑥を徹底し、2段階スタートで実施するなどスタート地点での密を防ぐ工夫をし、レースをする。
- ⑦ 記録発表の工夫：掲示板の前に人だかりができないように掲示場所の分散化やWebを活用した発表をする。
- ⑧ 表彰の工夫：単に中止するというだけでなく、表彰を実施する場合は、報道関係者や観客等が表彰会場に集まり密集状態にならないように、別会場で表彰を行う。
- ⑨ 開会式・閉会式・表彰式は原則、実施しない。
- ⑩ 会場アナウンスでコロナウイルス対策を積極的にアナウンスする。

(2) トラック種目の配慮事項

- ① 2～3組ずつスタート地点に誘導し、待機場所にゆとりを持たせる。
- ② 1レーン置きに競技者を配置するのではなく、すべてのレーンに配置してもよいが、スタート位置やフィニッシュ後に留まることを短時間とする。
- ③ 競技者はレース中のマスク着用は義務づける必要はない。招集中・移動中・待機中はマスクを着用するように呼び掛ける。マスク着用による熱中症に気をつける。

(3) フィールド種目の配慮事項

- ① 待機場所では競技者同士のソーシャルディスタンスを確保し、競技役員は注意を促す。
- ② 投てき器具やすべり止めの共用禁止にする必要はない。終了後の手洗い等の徹底を呼び掛ける。また、試技の前後に手指の消毒を実施し、競技中に不用意に手で顔を触らぬように注意をすることで対応する。
- ③ 滑り止め（炭酸マグネシウム）利用については、共有しない方法で実施する。
競技者が容器に手を入れて着ける形ではなく競技役員や補助員から適量を受け取る方法や小分けして競技者に渡す方法、また競技者の持ち込みも可とするなど。
- ④ 助走練習、投てき練習時に並ぶ時はソーシャルディスタンスを確保するか、あるいは競技役員が1人ずつ順番に呼び出す。
- ⑤ 競技者同士の会話は極力避け、待機中はマスクを着用するよう呼びかける。
- ⑥ 競技役員・補助役員の手旗、パソコン、計測器などの共用は極力避けるが、共用する場合には、使用後、手洗い、手指の消毒、機器の消毒を行う。
- ⑦ コーチがコーチ席から競技者に向かって話す際は、マスク着用の上、ソーシャルディスタンスを確保し、話すように呼び掛ける。

4. 施設における配慮事項

(1) 施設入場時の配慮事項

- ① 受付やゲートにて不確かな者に検温を実施する。
- ② 入退場口での手指の消毒液を準備する
- ③ ソーシャルディスタンス確保の呼びかけ。

(2) 施設利用上の配慮事項

- ① 常時換気の実施（窓開け・戸開けの実施）
- ② 諸室・招集所などの座席配置を工夫する。（ソーシャルディスタンスの確保）
- ③ 拡声器・通信機器を利用する。
- ④ 直接の接触回避を工夫する。
- ⑤ 多くの者が接触する可能性がある箇所の清掃（消毒）頻度を増やす。
（施設所有者・管理者に確認）
- ⑥ 雨天時の待避場所の確保・終了後、施設・設備・用器具の清掃・消毒を行う。
- ⑦ トイレ（便座、ドアノブ、水洗トイレのレバー等）を清潔に保つ。
- ⑧ ゴミ箱を撤去し、ゴミは各自持ち帰るように事前に周知し、アナウンスする。
- ⑩ シャワールームの使用を原則禁止とする。必要な場合、地域および施設の指示に従い
3密を防ぎ清掃・消毒を徹底した上で使用する。
- ⑪ 更衣室を使用する場合は、換気の徹底と一度に入室する人数を制限して密を防ぐ。
- ⑫ 発熱者が出た場合の、隔離用の部屋を確保する。

(3) ウォーミングアップ会場の配慮事項

- ① ソーシャルディスタンスの確保を工夫する。
- ② トレーナーステーションを設置しない。
- ③ ウォーミングアップ会場の観戦を禁止する。

5. メディア・取材への配慮事項

(1) 主催者の対応事項

- ① 撮影エリアはソーシャルディスタンスで区切る。または、設定できる撮影エリア内でのソーシャルディスタンスをカメラマン同士で調整するよう呼びかける。

(2) 報道取材者の協力事項

- ① 取材時はマスクを着用する。
- ② 開催1週間前の体調管理・検温の義務と体調管理チェック表の提出、および終了後2週間の体調管理・検温を行う。
- ③ 会場内では手洗いや咳エチケットなどの実施を心がける。
- ④ 取材人数・取材方法・取材エリアを遵守する。

6. 競技会終了後の対応事項（以下の体制を整え競技会開催に臨む）

(1) 施設所有者・管理者への確認事項

- ① 競技終了後のすべての箇所を消毒する。
- ② 競技終了後のすべての競技用機材を消毒する。

(2) 参加者への周知事項と主催者の対応事項

- ① 参加者から新型コロナウイルス感染症を発症したとの報告があった場合や地域の生活圏において感染拡大の可能性が報告された場合の対応方針について、開催自治体の衛生部局とあらかじめ検討しておく。
- ② 参加者は症状が4日以上続く場合は、必ず最寄りの開催自治体の衛生部局に報告し、大会主催者に報告する。
- ③ 主催者は競技会終了後、2週間以内に感染の報告を受けた場合、感染の情報を入手し、開催自治体の衛生部局に連絡し、指示に従い協力する。
- ④ 主催者は日本陸上競技連盟（電話番号：050-1746-6100）に報告する。

7. 陸上競技観戦の観客に対する対応事項および感染予防策

開催地の自治体の指示に従い、予防策をした上で観客の有無を慎重に判断する。

- (1) 発熱、咳、倦怠感、咽頭痛などが見られる場合は観戦できない。
- (2) 入場時の濃厚接触を減らすための工夫をする。
- (3) 開場時間を繰り上げるなど、余裕を持った入場を設定する。
- (4) サーモメーター等を利用した競技場入場時の体温チェックをする。
- (5) 入場時の手指の消毒とマスク着用を徹底する。
- (6) 観戦時の濃厚接触を減らす工夫をする。
 - ・入場者数の制限（開催地の指針と会場規模にあわせて設定する）
 - ・他観戦者との十分な距離を空けての観戦かつ移動を制限する。
 - ・飛沫感染予防のため、応援歌、声援をしないよう呼びかける。
- (7) 競技者との交流（ハイタッチ等）は原則実施しない。
- (8) 競技場内での飲食物の販売を抑制する。
- (9) 退場時の混雑を緩和させる。